高齢者等ごみ出しサポート事業（戸別収集）の利用にかかる確認書

１　対象世帯

戸別収集の対象世帯は、西脇市又は多可町に住所を有する世帯であって、次のいずれかに該当する世帯です。

ただし、他の方からごみをステーションに搬出する協力を得ることができる世帯は、

対象としていません。

⑴　ひとり暮らしの高齢者又は高齢者若しくは障害者で構成される世帯であって、介護保険法第８条第２項に規定する訪問介護を利用している世帯

⑵　ひとり暮らしの障害者又は高齢者若しくは障害者で構成される世帯であって、障害者総合支援法第28条第１項第１号に規定する居宅介護を利用している世帯

⑶　その他みどり園の管理者（以下「管理者」という。）が特に必要と認める世帯

|  |
| --- |
| 高齢者とは  65歳以上であって、介護保険法に規定する要介護状態区分が要介護２以上の認定を受けている方  障害者とは  障害者総合支援法に規定する障害支援区分が２以上の認定を受けている方 |

２　利用申請

戸別収集を利用しようとする世帯の代表者（以下「申請者」という。）が、『高齢者等ごみ出しサポート事業利用申請書』を、住所を有する市町長を通じて管理者に提出します。申請者は、１の高齢者又は障害者です。

３　利用決定

管理者は、申請の内容を審査の上、利用の可否を決定し、『高齢者等ごみ出しサポート事業利用可否決定通知書』により、申請者に通知します。

４　戸別収集の実施方法

⑴　ごみの持ち出し方法等

戸別収集のごみの分別区分は、みどり園のごみカレンダーを参考にしてください。

ただし、持ち出し時間は、収集当日の正午まで。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 分別区分 | 持ち出し方法 | 持ち出し時間 | ごみ容器 |
| 燃えるごみ | 黄色の指定収集袋を使用 | 収集当日の正午  まで | ごみ容器に一括  して投入します。 |
| 容器包装プラ | 透明の指定収集袋を使用 |
| ペットボトル | 透明の指定収集袋を使用 |
| 金属類 | 分別区分ごとに任意の  透明袋を使用 |
| 無色透明ビン |
| 茶色ビン |
| 色ビン |
| その他の不燃物類 |

⑵　ごみ容器の設置

・　ごみ容器は、利用者において準備し、事前に取り決めた戸先等に設置し

ます。

・　容量（大きさ）は、世帯のごみの持ち出し量を十分考えて設置します。

・　ごみ容器の形態は、ごみの散乱、悪臭の拡散等の防止に配慮した密閉式のものとします。

・　ごみ容器は、定期的に洗浄するなど、衛生面に配慮してください。

⑶　収集日

管理者が指定した曜日に収集します。

ただし、みどり園の休日に当たるときは、収集しません。

５　戸別収集時の声掛け等

戸別収集時の声掛けを希望する利用者及びその世帯構成員（以下「利用者等」という。）に対して、戸別収集に伺う作業員が声掛けを行います。

＜声掛けに応答が無かったとき＞

他の利用者を含む当日の戸別収集の終了後、みどり園より市町の福祉担当課に提出する日報等に基づき、利用申請時に届出のあった連絡先に、市町の福祉担当課より応答が無かった旨を連絡します。

連絡する時間は確約できませんが、午後４時30分頃となる見込みです。

６　情報の共有

管理者は、利用者等のごみの搬出状況、声掛けへの応答状況等を市町等の福祉担当課に情報提供します。

７　利用中止

⑴　利用者の申出

次のいずれかに該当したときは、速やかに市町長を通じて管理者に戸別収集の利用中止を申し出てください。

ア　１の対象世帯に該当しなくなったとき。

イ　転居、転出、介護施設への入所等により、ごみの搬出がなくなったとき。

ウ　その他戸別収集の必要がなくなったとき。

⑵　管理者の判断

次のいずれかに該当するときは、戸別収集の利用を中止することがあります。

ア　偽りその他不正の手段により利用決定を受けたとき。

イ　⑴の規定による中止の申出があったとき。

ウ　その他管理者が適当でないと認めたとき。

管理者は、⑴又は⑵により戸別収集の利用を中止するときは、『高齢者等ごみ出しサポート事業利用中止通知書』により、利用者に通知します。

==============================================================================

令和　　年　　月　　日

上記記載の事項について説明を受け、承諾しました。

申請者　　　　　　　　　　　　　　　　届出者（申請者本人が届け出る場合は記入不要）

住所　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名